

新潟市法定外財産事務取扱要領 (別冊)

第5章 様式

作成・発行 新潟市財務部財産管理運用課
(平成17年 3月18日初版第1刷発行)
(令和 5年 7月 7日第12訂版発行)

目次

第1 「新潟市公有財産規則の規定による帳票規程」の帳票（抄）

- ・別記様式第5号<境界確認協議書>
- ・別記様式第7号<寄附申込書>
- ・別記様式第28号<普通財産売払申請>
- ・別記様式第29号<普通財産譲与申請書>
- ・別記様式第32号<所有権移転登記嘱託請求書>

第2 「法定外公共物規則」の規定による帳票（抄）

- ・別記様式第17号（第16条関係）<宅地造成等に伴う法定外公共物譲与申請書>
- ・別記様式第18号（第17条関係）<宅地造成等に伴う法定外公共物交換申請書>

第3 「新潟市法定外財産事務取扱要領」の規定による帳票

- ・「売払・譲与・交換」に関する申請書及び添付書類等の作成上の一般的留意事項
- ・契約書の作成要綱
- ・別紙第1号様式<普通財産売買契約書>
- ・別紙第2号様式<普通財産譲与契約書>
- ・別紙第3号様式<普通財産交換契約書>
- ・別紙第4号書式<〇〇申請について>
- ・別紙第5号書式<〇〇申請について>
- ・別紙第6号素様式<境界確認申請について>
- ・別紙第6号の2様式<境界確認協議書>
- ・別紙第7号様式<現況確認調査書>
- ・別紙第8号様式<法定外公共物にかかる所有権の確認について>
- ・別紙第9号様式<用途廃止明細書>
- ・別紙第10号様式<用途廃止財産譲与事跡簿>
- ・別紙第11号様式<普通財産時効取得確認申請書>
- ・別紙第12号様式<取得時効確認申請書の手引き>
- ・別紙第13号様式<占有状況及び沿革説明書>
- ・別紙第14号様式<時効確認調査票>
- ・別紙第15号様式<取得時効調書>
- ・別紙第16号様式<市有財産にかかる時効取得の確認について>
- ・別紙第17号様式<市有財産にかかる時効取得の確認について>
- ・別紙第18号様式<市有財産にかかる時効取得の確認について>
- ・別紙第19号様式<評価額調書>
- ・別紙第20号様式<既往使用料計算調書>
- ・別紙第21号様式<未登記物件の処分について（通知）>
- ・別紙第22号様式<法定外財産交換申出書>

新潟市法定外財産事務取扱要領（別冊）の変更履歴

平成 22 年 4 月 1 日	語句修正	第 1（別記様式第 28 号・別記様式第 7 号）、第 3（「売払・譲与・交換」に関する申請書及び添付書類等の作成上の一般的留意事項）
平成 23 年 4 月 1 日	語句修正	第 1（別記様式第 28 号）
平成 26 年 4 月 1 日	語句修正	第 1（別記様式第 7 号、第 28 号、第 29 号）、第 3（別紙第 2 号様式、第 22 号様式）
令和 2 年 4 月 1 日	民法改正に伴う語句修正	第 3（別紙第 1 号、第 2 号、第 3 号様式）
令和 3 年 4 月 1 日	押印見直しに伴う語句修正	第 2（別記様式 17 号、18 号）
令和 3 年 7 月 20 日	押印見直しに伴う語句修正	第 1（別記様式第 28 号、第 29 号、第 32 号）、第 3（別紙様式第 22 号）
令和 5 年 7 月 7 日	暴力団排除措置の追加	第 3（「売払・譲与・交換」に関する申請書及び添付書類等の作成上の一般的留意事項）

第 1 「新潟市公有財産規則の規定による帳票規程」の帳票（抄）

境界確認協議書

下記土地の隣接する境界について、立会い協議した結果、別添図面に表示された境界を確認のうえ合意した。

年 月 日

所有者 新潟市
新潟市長 (印)

所有者 住所
氏名 (印)

立会人 住所
氏名 (印)

記

境界確認物件	所有者	所在	地番	地目	地積	
						m ²
						m ²
境界標の番号及び位置	別添図面記載のとおり					
立会（確認）年月日	年 月 日					
境界標設置年月日	年 月 日					
その他参考事項						
<p>注 1 別添図面には必ず割印（捺印）をして下さい。</p> <p>2 印鑑は必ず実印を使用し、印鑑証明書を添付して下さい。</p>						

寄附申込書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申込者 郵便番号
 住 所
 氏 名 印
 電話番号 ()

下記財産を新潟市へ寄附します。

また、新潟市が下記財産の寄附の受理に係る事務のため、市の部局及び機関へ情報提供すること並びに当該財産の差押えの記録及び市税の納付状況を調査することを承諾します。

記

寄附しようとする財産の表示	(動 産)				
	(不動産)				
	所在地	地番	地目 構造	登記面積 (㎡)	所有者
寄附しようとする理由					
寄附しようとする財産の時価見積額					
寄附の条件					
そ の 他 参 考 事 項					
添付図書	1 登記事項証明書又は所有権を証する書面 2 関係図面(不動産の場合) 3 法人にあつては、寄附を行うことを意思決定した決議書等の謄本				
備考	1 共有の不動産の場合は、共有者全員の申請とし、共有者全員が署名及び押印し、所有者欄に持分を記載してください。 2 所有者が死亡している場合は、推定相続人全員の申請とし、推定相続人全員が署名及び押印し、遺産分割協定書を添付してください。 3 寄附しようとする財産が動産の場合は、寄附財産の品目、規格、数量等を記載してください。				

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 ()

普通財産売払申請書

下記のとおり普通財産の売払いを申請します。

記

所 在						
区 分	地 番	種 目	構 造	数 量	備 考	
				㎡		
申請の理由						
添付図書 1 住民票抄本(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書)						
2						
3						

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 ()

普通財産譲与申請書

下記のとおり普通財産の譲与を申請します。

記

所 在						
区 分	地 番	種 目	構 造	数 量	備 考	
				m ²		
申請の理由						
添付図書 1 2 3						

年 月 日

新 潟 市 長 様

〒

申請人 住 所
氏 名
電 話 ()

所有権移転登記嘱託請求書

年 月 日をもって 契約しました下記財産の所有権移転
登記の嘱託をお願いいたしたく、登録免許税法21条の規定による現金納付領収書を添え
て請求いたします。

記

財産の所在						
区 分	地 番	種 類	構 造	数 量 m ²		備 考
売 買 代 金		円				
登 録 免 許 税 額		円				
売払代金納入年月日		年 月 日				

第2 「法定外公共物規則」の規定による帳票（抄）

宅地造成等に伴う法定外公共物譲与申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住 所
申 請 者 氏 名
連 絡 先 電 話 番 号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例第25条第1項に基づく譲与を受けたいので、新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例施行規則第16条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

譲与希望財産		所在	
地 番	地 目	数 量	備 考
寄付済みの財産		所在	
地 番	地 目	数 量	備 考

申請の理由及びその他参考となる事項

添付書類

- 1 位置図
- 2 平面図
- 3 公図の写し
- 4 寄付済みの財産に係る寄付採納通知書の写し

宅地造成等に伴う法定外公共物交換申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住 所
申 請 者 氏 名 印
連 絡 先 電 話 番 号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例第25条第2項に基づく交換をしたいので、新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例施行規則第17条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

民 有 地		所 在	
地 番	地 目	数 量	備 考

市 有 地		所 在	
地 番	地 目	数 量	備 考

申請の理由及びその他参考となる事項

添付書類

- 1 位置図
- 2 平面図
- 3 公図の写し

第3 「新潟市法定外財産事務取扱要 領」の規定による帳票

「売払・譲与・交換」に関する申請書及び添付書類等の作成上の一般的留意事項

項 目		留 意 事 項
申 請 書	申 請 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の場合は、住民票の写し 2 法人の場合は、法人登記事項証明書（名称、住所、代表者の記載されているもの）、資格証明、定款（寄付行為）及び役員会の議決書等法人の意思決定を証する書面 3 地方公共団体の場合は、議会の議決書又は専決処分に属するときは条例又は規則等の写し、購入等予算書 4 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 5 代理人である場合は、代理人であることを証明する書面 6 共有で申請する場合は、連名申請とし、持分を記載する 7 法人の場合は、代表者職氏名まで記載すること
	土地の所在、地番、地目及び数量	<ol style="list-style-type: none"> 1 無地番地の場合は、〇〇番地先とし〇〇番は申請地に隣接した地番とする 2 地目は、登記簿上又は現況の地目でなく、法定外公共物の用途（道路、水路等）を記載すること 3 数量は、一筆ごとに小数点以下第3位を切り捨てて2位まで記載すること
	申請する理由及び利用計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請する行為が必要な理由を記載する 例：隣接土地と一体で住宅敷地として利用したい
添 付 書 類	位 置 図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/25,000 又は 1/50,000 の既刊の地図に目標物を入れ、申請箇所を赤色で明示すること 2 譲与又は交換の場合は、代替施設又は交換受け財産を黄色で明示すること
	公 図 等 の 写 し	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局備え付け地図、（以下「公図」という。） 2 申請箇所と関連する道路、水路等の状況がわかる程度まで公図を転写し、次の事項を記入すること <ol style="list-style-type: none"> ① 縮尺、方位、転写年月日、法務局名、 ② 字名、地番、 ③ 申請の範囲（譲与又は交換の場合は、代替施設又は交換受け財産の範囲も明示） ④ 申請人が一体として利用する土地の範囲

項目		留 意 事 項
添付書類	現況平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/250・1/500・1/600 の現況平面図（地形、建物、工作物、及び筆界・地番を記入したもの）に申請の範囲及び申請人が一体として利用する範囲を明示すること。（譲与又は交換の場合は、代替施設又は交換受け財産の範囲も明示すること） 2 代替施設設置の場合は、水路については流水の処理、道路については幹線道路等との接合が判断できる範囲で作成すること 3 図面には次の事項を記入すること（④、⑤は該当がある場合） <ol style="list-style-type: none"> ① 縮尺、方位、作成年月日、作成者氏名・印 ② 隣接土地の地番及び所有者 ③ 法定河川及び認定道路の名称及びその区域 ④ 水路の流水方向 ⑤ 建物の種類
	求積図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/250 又は 1/500 の実測図とすること。（登記用を使用することも可） 2 原則として座標法により求積すること 3 求積は、一筆ごとに小数点以下 3 位を切り捨て 2 位までとすること 4 縮尺、方位、作成年月日、作成者氏名・印を記載すること
	利用計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 1/250・1/500・1/600・1/1,000 の図面とすること 2 工場、個人住宅等の建物を建てる場合には、買収地、又は所有地の範囲及び建物等の配置を表示すること 3 利用計画が現況のとおりである場合には、現況平面図と兼ねることができる。この場合図面の名称を、「現況平面図兼土地利用計画図」とする
	登記事項証明書	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請する土地が登記されている場合に添付する 2 一体利用する土地の登記事項証明書（現在事項）を添付する 3 宅地造成事業の場合は、登記事項証明書に換えて、地番、数量、買収年月日、買収金額を記載した一覧表を提出すること。 4 登記名義人と申請人が違う場合には、申請人の所有権を証明する書類

項		目	留 意 事 項
添 付 書 類	同 意 書	隣接土地所有者の同意（境界確認同意を兼ねる）	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣接土地とは、申請地に接している土地をいう。この場合、点で接している土地も含む 2 境界及び売払い等についての同意を得ること 3 共有地は、全員の同意を得ること
		利害関係を有する者の同意	<ol style="list-style-type: none"> 1 利害関係人とは、申請地を管理していた者、水利権を有している者等申請地の処分に関して利害関係を有すると考えられる者 2 同意が得られない場合は、その理由を詳細に記載した理由書を添付すること
	そ の 他	監督官庁の許可書若しくは認可書の写し	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発若しくは利用にあつて、監督官庁の許可若しくは認可が必要な場合は、許可書若しくは認可書の写し
		固定資産税評価証明等	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請地と一体利用する土地の、売払い等申請日の属する年度の固定資産税評価額を証明する書類 2 一体利用する土地が複数筆の場合は、それぞれの固定資産税評価額証明等 （「固定資産税・都市計画税納税通知書」又は「固定資産（土地・家屋）課税明細書」の写）
		契約書等	<ol style="list-style-type: none"> 1 譲与、交換などにかかる寄付や交換対象の申請人所有地が購入したものである場合、当該土地にかかる契約書（写） 2 宅地造成等にかかる申請の場合、当該造成区域の申請書提出時から遡って5年以内の土地売買契約書（写） 3 譲与、交換などにかかる寄付や交換対象の施設の工事費用（工作物を含む）を証する契約書、見積書及び領収書など（写）

契約書の作成要綱

1 契約番号

契約番号の「契」の前の記号は、各課の文書記号と同じとし、番号は会計年度毎に付す。

2 登記関係条文については、処分財産が登記済み、未登記により次のように修正する。

(1) 処分対象財産が登記済みの場合

①売払契約書第6条、譲与契約書第5条

(登記嘱託請求書等)

第 条 乙は、本契約締結の際あらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収書を甲に提出しなければならない。

②交換契約書第3条

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第3条 交換する物件の所有権は、本契約を締結したときに、それぞれ相手方に移転する。

2 乙は、本契約締結の際あらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収書を甲に提出しなければならない。

(2) 処分対象財産が未登記の場合

①売払契約書第6条、譲与契約書第5条

(売買物件の登記)

第 条 乙は、前条の規定により所有権が移転した後、可及的すみやかに売買物件について所有権保存登記をするものとし、登記完了のうへは、すみやかに登記済証の写しを甲に提出するものとする。

②交換契約書第3条

(所有権の移転及び登記)

第3条 交換する物件の所有権は、本契約を締結したときに、それぞれ相手方に移転する。

2 乙は、渡財産について前項の規定により所有権が移転した後、可及的すみやかに売買物件について所有権保存登記をするものとし、登記完了のうへは、すみやかに登記済証の写しを甲に提出するものとする。

3 譲与契約書第2条は、根拠条例の条項を記載する。

普通財産売買契約書

売出人新潟市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量	摘要

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（既往使用料の支払い）

第5条 乙は、売買物件に対する既往使用料として甲が算定した金額を、前条に定める売買代金の支払いと同時に甲に支払わなければならない。

（所有権移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買物件の代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の登記）

第7条 乙は、前条の規定により所有権が移転した後、可及的すみやかに売買物件について所有権保存登記をするものとし、登記完了のうえは、すみやかに登記が完了したことを証する書面の写しを甲に提出するものとする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

（契約不適合の際の責任）

第9条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価額の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第11条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第16条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市役所所在地を管轄区域とする裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 新潟市

新潟市長

乙 住所

氏名

普通財産譲与契約書

譲与人新潟市（以下「甲」という。）と譲受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により普通財産の譲与契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（譲与の根拠）

第2条 甲は、新潟市有財産条例（平成25年条例第5号）第8条第 号の規定に基づき、次条に掲げる物件を乙に譲与する。

（譲与物件）

第3条 譲与物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量	摘要

（所有権の移転）

第4条 譲与物件の所有権は、本契約を締結したときに乙に移転する。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際あらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（譲与物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により譲与物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとみなす。

（契約不適合の際の責任）

第7条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、譲与物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（契約の費用）

第8条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第9条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第10条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市役所所在地を管轄区域とする裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 新 潟 市

新潟市長

乙 住 所

氏 名

普通財産交換契約書

新潟市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、相互にその所有する物件の所有権を移転する目的を持って、次の条項により、交換契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（交換物件）

第2条 交換物件は、次のとおり。

（1）甲が交換に供する物件（以下「渡財産」という。）

所在地	区分	数量	摘要

（2）乙が交換に供する物件（以下「受財産」という。）

所在地	区分	数量	摘要

（所有権の移転および登記の嘱託）

第3条 交換する物件の所有権は、本契約を締結したときに、それぞれ相手方に移転する。

2 乙は、本契約締結の際あらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収書等所有権移転登記の嘱託に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

（物件の引渡し）

第4条 甲乙両者は、前条第1項の規定により交換物件の所有権が相互に移転したときに引き渡す。

2 甲乙両者は、前項の規定により物件の引渡しを完了する時までは、相互に善良な管理者としての注意をもって、相手方の所有となる物件を無償で保管する。

（危険負担）

第5条 本契約締結のときから、甲乙両者が相互に交換する物件を引き渡すときまでにおいて、当該物件が、当該物件を引き渡すべき者の積に帰することができない事由により滅失又は毀損したときは、その損害は、それぞれ当該物件の引渡しを受けるべき者の負担に帰するものとする。

（契約不適合の際の責任）

第6条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、渡財産が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価額の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（税金等の負担）

第7条 受財産にかかる租税公課、受益者負担金、その他の賦課金、未納金又は追徴金等で所有権移転登記をした日の前日までの原因によるものは、乙の負担とする。

（契約解除）

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 乙が本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第10条 本契約に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第11条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第12条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市役所所在地を管轄区域とする裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 新 潟 市

新潟市長

乙 住 所

氏 名

新 第 号
年 年 月 日

様

新潟市長
(担当 課)

〇〇申請について

年 月 日付をもってあなたから申請のありました下記1の財産については、調査の結果下記2の理由によりあなたに〇〇できませんので通知します。

記

1 財産の表示

所	在
種	目
数	量

2 理由

(注) 「〇〇」は「売払」、「交換」、「譲与」と記載する。

様

新潟市長

(担当

課)

〇〇申請について

年 月 日付をもってあなたから申請のありました下記1の財産については、年 月 日付で〇〇契約を締結したいので、下記2の売払い代金等及び下記3の書類を持参のうえ、ご来庁下さるようお願いいたします。なを、当日ご都合が悪い場合は、あらかじめご連絡くださるようお願いいたします。

記

1 財産の表示

所	在
種	目
数	量

2 売払い代金等（現金又は金融機関振出小切手）

売払い代金	円
既往使用料	円
（合計）	円

3 必要書類等

所有権移転登記嘱託請求書（同封用紙に必要事項を記入）
登録免許税相当額の現金領収書（同封納付書により最寄金融機関に納入）
収入印紙（ 円）
印鑑

新 潟 市 長 様

住 所
氏 名
電 話

境界確認申請について

下記普通財産の境界を確認くださるよう申請します。

記

1 申請物件所在地

2 申請を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 位 置 図 1/25,000・1/50,000の既刊の地図に目標物を入れ、申請箇所を赤色で明示
- (2) 公 図 写 し 申請箇所と関連する隣接土地を含む範囲
- (3) 現況実測図 申請地、隣接申請人所有地を含む現況平面図（地形、建物、工作物及び境界・地番を記入したもの）
- (4) 申請人が代理人の場合は、代理関係を示す書類
- (5) 参 考 資 料

境界確認協議書

下記土地の登記上の筆界について、立会い協議した結果、別添図面に表示された境界を確認のうえ合意した。なお、占有権の主張を尊重することを確認する。

年 月 日

登記名義人・管理者

新潟市

新潟市長

(印)

登記名義人・占有者

住所

氏名

(印)

立会人

住所

氏名

(印)

記

境界確認物件	番号	所在	地番	地目	地積
					m ²
					m ²
境界標の番号及び位置		別添図面記載のとおり			
立会（確認）年月日		年 月 日			
境界標設置年月日		年 月 日			
その他参考事項					
注 1 別添図面には必ず割印（捺印）をして下さい。					
2 印鑑は必ず実印を使用し、印鑑証明書を添付して下さい。					

現況確認調査書

特定 番号		所在地			
調査年月日		調査担当課 職・氏名	印		
特定時の 種類		現地の 確認	・全く確認できない・ほぼ推定できる ・確認できる		
現況	・ほぼ原形が確認できる		・特定物件の全部 ・一部		
	・財産の存在が確認できない		・特定物件の全部 ・一部		
	・宅地		・特定物件の全部 ・一部		
	・田、畑		・特定物件の全部 ・一部		
	・その他		・特定物件の全部 ・一部		
占有 状況	占有の状況	概算面積	占有者住所		占有者
折衝状況					
その他特記事項					
みなし用途廃止 の 認 定	年 月 日	確 認	課 長	補 佐	係 長

様

新潟市長
(担当 課)

法定外公共物にかかる所有権の確認について

年 月 日付申請のありました下記財産については、年 月 日（売買・交換・譲与）により、あなたに所有権があることを証明致します。

なお、あなたがこの財産について、あなたの所有名義で登記されることについては異存ありません。

記

1 財産の表示

所 在
仮地番
地 目
面 積

(注1) この文書には、公図の写しに当該財産を表示した図面及び測量図を添付し、割印を押印する。

(注2) 所有権移転の原因は、(売買・交換・譲与)の場所に記載する。

(注3) この文書は証明手数料対象外。

用途廃止明細書

用途廃止財産					費用負担額等		
所在	数量	旧用途	引継ぎ年月日	譲与時の評価額	費用負担額	費用負担箇所の所在地	費用負担の期間

- ① 「用途廃止財産」欄には、交換条例第3条1項2号の規定による譲与対象財産を記入すること。
- ② 「費用負担額等」欄には、用途廃止財産について数次にわたって費用を負担している場合は、負担した期間ごとにその負担した費用の額を記入すること。負担した箇所が複数に及ぶ場合は、当該箇所ごとに、かつ、負担した期間ごとに負担した費用の額を記入すること。
- ③ 費用負担額については、その額が証明できる資料を添付すること。

用途廃止財産譲与事跡簿

用途廃止財産				譲与の相手方			代替施設			譲与財産				
路線・水路・区域名	所在	数量	引継ぎ年月日	譲与時の評価額	相手方名	申請書受理年月日	費用負担額	所在	数量	寄付年月日	数量	評価額	譲与年月日	適用条項

- ① この事跡簿は交換条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定に基づき譲与した財産について記録する。
- ② この事跡簿は、路線、水路、区域ごとに別様とする。
- ③ 「費用負担額」欄には、譲与できる財産の範囲の決定について、基礎とする公共団体等の負担した費用の額を記載する。
- ④ 「適用条項覧」には、交換条例第 3 条第 1 項第 2 号及び 4 号の別を記載する。
- ⑤ 「備考」欄には、引継及び譲与関係書類等の原簿索引上利便となる事項等を記載する。

新 潟 市 長 様

申請者 住 所

電話 FAX
(フリガナ)
氏 名

普通財産時効取得確認申請書

私が占有している下記の財産については、民法第 162 条 項規定に基づく取得時効が完成し、すでに私の所有物となっていると思われますので、その旨を確認していただきたく、証拠書類を添えて申請します。

記

1 財産の表示

所在地	区分	種目	数量	備考

2 占有開始の時期 年 月 日

3 占有開始者の住所、氏名
住 所
氏 名

4 占有開始及び現在に至るまでの経緯 別紙「占有状況及び沿革説明書」のとおり

5 占有及び利用の現況 別紙「占有状況及び沿革説明書」のとおり

6 添付資料 別紙「取得時効確認申請の手引き」のとおり

取得時効確認申請書の手引き

1 申請書

(1) 提出部数 1部

(2) 申請者の押印は実印を使用し（説明書等、他の書類も同様）、印鑑証明を添付してください。

2 添付書類

(1) 必ず必要なもの	
	①占有状況及び沿革説明書（申請者に法定代理人がいる場合、副署してください。この場合、申請者の印は不要ですが、法定代理人の印と印鑑証明が必要です。
	②公図（更正図）写し（申請地及び申請者が一体利用している土地を含む範囲）
	③申請地の測量図（縮尺 1/250・1/500・1/600 の測量図）
	④現況平面図（縮尺 1/250・1/500・1/600 の申請地を含む申請者所有の隣接地の現況平面図（地形、建物、工作物及び境界・地番を記入したもの）
	⑤申請地（登記されている場合）及び申請地に隣接する申請者の所有地の登記事項証明書
(2) 状況により必要なもの	
	①占有の承継を証する書類（契約書等）
	②境界承諾書（占有の範囲を確定する書類）
	③閉鎖登記簿謄本・旧土地台帳（登記事項証明書で、占有期間が証明できない場合）
	④建物登記事項証明書又は課税証明等（申請地及び申請地に隣接する申請者の所有地に建物がある場合）（建物登記事項証明書で占有開始時からの証明ができない場合は、閉鎖建物登記簿謄本等を併せ提出）
	⑤古老の証言や前所有者の証言を書面にしたもの（証言者の印鑑証明書添付）
	⑥その他占有状況を証するもの

※ 本手引きは、申請書に添付して提出してください。

占有状況及び沿革説明書

1 占有状況

(1) 占有開始時の状況

(2) 途中の状況

(3) 現在の状況

2 沿革（申請地に隣接する申請者の所有地の沿革）

(1) 占有開始時	年	月	日	占有開始
(2)	年	月	日	売買・相続・（ ）により承継
(3)	年	月	日	売買・相続・（ ）により承継
(4)	年	月	日	売買・相続・（ ）により承継
(5)	年	月	日	売買・相続・（ ）により承継
(6)	年	月	日	売買・相続・（ ）により承継
(7)	年	月	日	売買・相続・（ ）により承継
(8)	年	月	日	売買・相続・（ ）により承継

上記のとおり相違ありません

申請者 氏 名(自署)

印

時効確認調査票

調査担当者 所属

年 月 日作成

職・氏名

印

申請人の表示	氏名	住所〒	TEL
物件の表示	所在 現況地目	数量	m ²
書類審査	公図写 申請地 ・ 有 ・ 無 隣接地 ・ 有 ・ 無	登記簿 申請地 ・ 有 ・ 無 隣接地 ・ 有 ・ 無	
	占有状況及び沿革説明書記載内容は適正か 補正する事項は		・ 適 ・ 否
	添付書類は不足していないか 不足書類は		・ 適 ・ 否
	上記以外で説明を求める事項 上記以外で求める資料		
	特記事項		
現地調査	占有の範囲が図面と一致しているか 利用区分図と現況が一致しているか		
	境界立会の経過:		
	測量結果 杭の有無等		
	その他占有開始時期が確認できるもの		
所見	機能復元の必要性 ・ 有 ・ 無		
	取得時効完成の可能性の有無 ・ 有 ・ 無		
備考			

取 得 時 効 調 書

申請物件の所在地		種 目	数 量	備 考
申 請 者 住 所		申 請 者 氏 名		電 話 番 号
申請物件の沿革		平成 1 7 年 3 月 3 1 日譲与		
市の管理状況 (境界確認を含む)				
占有時等の の 事実調査		別紙「時効確認調査票」のとおり		
占有の 経緯	別紙「申請書（占有状況及び沿革説明書）」及び「時効確認調査票」のとおり			
現況	別紙「時効確認調査票」のとおり			
法律審 査回答	・ 確認する。 ・ 確認しない。			
取得時効の 判定	・ 確認する。 ・ 確認しない。			

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当 課)

市有財産にかかる時効取得の確認について

年 月 日付をもって申請のありました下記財産については、調査の結果民法第 162 条第 項の規定に照らして 年 月 日に取得時効が完成しており、あなたに所有権があることを確認します。

なお、この財産は不動産登記簿上新潟市の所有となっており、これをあなたの所有名義とする必要がありますので、同封の所有権移転登記嘱託請求書に登録免許税相当額の現金納付領収書を添えて至急提出してください。

記

1 財産の表示

所 在
地 目
数 量

2 添付書類

所有権移転登記嘱託請求書
登録免許税相当額現金納付領収書

様

新潟市長
(担当 課)

市有財産にかかる時効取得の確認について

年 月 日付をもって申請のありました下記財産については、調査の結果、民法第 162 条第 項の規定に照らして取得時効が完成しており、あなたに所有権があることを確認します。

なお、あなたがこの財産についてあなたの所有名義で登記をされることについては異存ありません。

記

1 財産の表示

所 在
仮地番
地 目
数 量

2 占有開始年月日

(注 1) この文書には、公図の写しに当該財産を表示した図面及び測量図を添付し、割印を押印する。

(注 2) 占有開始年月日が不明の場合は、○年頃（月日不詳）と記載する。

(注 3) この文書は証明手数料対象外。

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当 課)

市有財産にかかる時効取得の確認について

年 月 日付をもってあなたから申請のありました下記 1 の財産については、調査の結果民法第 162 条第 項の規定に照らして下記 2 の理由によりあなたの取得時効は完成していないと認められますので通知します。

なお、この財産の返還請求並びに既往使用料については、あらためて通知します。

記

1 財産の表示

所 在
地 目
数 量

2 取得時効が完成していないと認められる理由

評 価 額 調 書

物件の所在地					
取引事例	数 量				
	総 額				
	加重平均単価①				
固定資産税	数 量				
	総 額				
	加重平均単価②				
借地権割合等	借地権等割合（借地権が付着することによる減価割合） ③			%	
	1 - ③ ④				
借地権控除後の価格(①又は②)×④			⑤		
需 給 関 係	修 正 率 ⑥			%	
	修正価格（※計算値） ①、②又は⑤×⑥ ⑦				
算 定 価 格	数量単位あたり価格 ⑦の端数整理 ⑧				
	数 量 ⑨			m ²	
	総額（※計算値）⑧×⑨ ⑩				
評 価 額		⑩の端数整理			
備考					

既往使用料計算調書

財 産 の 所 在		種 目		数 量	
相 手 方 住 所			氏 名		電 話 番 号
沿 革	年 月 日・用途廃止（・旧道路、・旧水路、・その他） ・新規登載（・旧道路、・旧水路、・その他）				
現 況	・ 相手方所有地と一体 ・ 市有地のみで として利用している。 ・				
既往使用料算定期間		自	年 月 日	期 間	／ 3 6 5
至		年 月 日			
既往使用料額		契約等の種別			
固 定 資 産	数 量				
	総 額				
	加重平均①				
需給関係の修正		修 正 率 ②			
		価 格 ①×② ③			
既往使用料の計算		料 率 ④		1 . 7 5 / 1 0 0	
		数 量 ⑤			
		期 間 ⑥		／ 3 6 5	
		既往使用料 ③×④×⑤×⑥			
備考					

様

課 長 名
(担当 : 係)

未登記物件の処分について (通知)

下記 1 未登記物件について、下記 2 のとおり処分したので通知します。

記

1 未登記物件の表示

所 在
仮地番
地 目
地 積

2 処分の内容

処分の態様
相手方住所
相手方氏名
所有権移転日

※ 注 : 記載上の注意

「処分の態様」 : 「売払」、「交換」、「譲与」、「取得時効確認」などと記載
「相手方住所」、「相手方氏名」 : 申請書添付の住民票などの表記を記載
「所有権移転日」 : 「売払」、「交換」、「譲与」については契約上の所有権移転日を記載
「取得時効確認」の場合は、「確認決済日」と認定した「時効期間の初日」を併記する。

※ 注 : 添付図面

申請書添付の位置図、現況平面図、公図、測量図などの写し

法定外財産交換申出書

年 月 日

新潟市長様

住所
申請者
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり、新潟市財産条例条第 7 条第 1 項に基づく交換を願いたいので、関係書類を添えて申出ます。

記

民有地		所在	
地番	地目	数量	備考
市有地		所在	
地番	地目	数量	備考
申出の理由及びその他参考となる事項			

(添付書類)

- 1 位置図
- 2 平面図
- 3 公図の写し
- 4 測量図
- 5 交換しようとする法定外財産について利害関係人がある場合は、その同意書